

第4章 施策の展開

1 地域における子育て支援の推進

(1) 育児相談、情報提供体制の充実

子育てに関する情報提供体制の充実

子育て支援を推進するため、総合的な庁内の情報提供体制を整備し、市窓口や子育て関連広報媒体、市のホームページ等、様々な情報媒体を通じて利用者の視点にたった情報提供の充実に努めます。

施策名	内容
子育て支援庁内連絡会議の推進	子育て施策担当部署が連携を図り、子育て支援を推進するための情報の共有化等について検討、協議を行います。
子育て支援情報パンフレットの作成・配布	子育て支援情報パンフレット「子育てマップ」を作成し、母子健康手帳の交付時に配布するほか、子育て支援担当課や地域子育て支援拠点など市民が入手しやすい施設に配置します。
ホームページの充実	こどもイベントカレンダーや子育て関連情報を幅広く提供するため、ホームページの充実に努めます。

相談体制の整備・拡充

気軽に利用できる窓口や適切な助言、サービスの調整を実施するため、子育て支援事業として子育ての支援拠点を整備するとともに、電話での相談や地域の担い手による相談活動など、利用者のニーズや利用の増加に対応した相談体制の整備を推進します。

施策名	内容
健康110番	電話により、乳幼児の健康・保育に関する相談を行います。
なんでも健康相談	乳幼児の健康・保育に関する相談や健康づくり全般に関し、面接による相談を随時、個別に行います。
子育て学習活動推進事業の充実	子育て学習センターにおいて、子育ての悩みや不安解消の相談活動を通じ保護者の支援を行います。
家庭児童相談室の機能強化	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、事業の周知や関係機関との連携を強化して相談活動を行います。
地域子育て支援拠点(センター型)の整備	保育所1か所をセンター型の子育て支援拠点として拡充し、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。
民生・児童委員、主任児童委員の周知・連携	地域において支援を必要とする児童・妊産婦・母子家庭等について、相談に応じ、利用できる制度・サービス等について助言し、問題の解決ができるよう、地域住民に周知し、連携して取り組みを進めます。

専門(的な)相談の充実

社会的な状況の変化などにより、より専門的なニーズをもった相談が増加しており、障がいに関する巡回相談や不妊相談など適切に対応できるように努めます。

施策名	内容
不妊相談の周知	県が実施している不妊専門相談や不妊治療費助成事業の啓発、パンフレットの提供を行います。
発達障害巡回相談	保育所等において発達障害巡回相談を実施し、発達障がいのある子どもの早期支援等に努めます。
すくすく相談	4か月、1歳6か月、3歳児健診受診者のうち、経過観察・指導が必要な乳幼児及び保護者に対し、個別相談を実施します。
子どもの心と言葉の相談	主に精神面で検査等の支援が必要な乳幼児に対し、個別相談を実施します。
発達障害児療育事業	発達障がいのある子ども、発達障がいの疑いのある子ども及び保護者に対して発達相談を実施し、必要な児童等に対し訓練や検査を行います。

親支援に関する教育機会の充実

育児に関する正しい知識や情報を広めるため、子育て講座・講習など、子育てに関する学習の機会の充実を図るとともに、事業が周知されるようリーフレットの活用など幅広い情報提供に努めます。

施策名	内容
幼児教育センターの充実	家庭での教育力の充実・支援のため、相談・保護者への講演会・職員研修を実施します。
地域子育て支援拠点(センター型)の整備	保育所1か所をセンター型の子育て支援拠点として拡充し、子育ての悩みや不安を解消する親支援講座を開催します。
子育て学習活動推進事業の充実	子育て学習センターにおいて、子育ての悩みや不安を解消する親支援講座を開催します。

(2) 多様な子育て支援の充実

地域子育て支援拠点の充実

乳幼児またはその保護者が、社会から孤立したりストレスを感じることなく、子育てができるよう、保護者同士が相互に交流できる場所を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助ができるよう努めます。また、地域で活動する主任児童委員等と連携を深め、閉じこもりがちな保護者への働きかけを推進します。

施策名	内容
地域子育て支援拠点(センター型)の整備	保育所1か所をセンター型の子育て支援拠点として拡充し、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。
子育て学習活動推進事業の充実	ひろば型の子育て支援拠点として、子育て学習センターにおいて、子育ての不安や悩みに対応し、家庭や地域の教育力を高めるとともに、自主グループ活動の支援や相談業務等を通じて子育て中の親及び保護者を支援します。
まちの子育てひろばの推進	子育て中の親が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる地域の身近な拠点の整備を進めます。

子育て支援サービスの充実

専業主婦やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援が充実されるよう、利用者の増加に対応できる体制を整備するとともに、ファミリーサポートセンター事業など利用者が減少している事業に関しては情報提供に努めます。

施策名	内容
ファミリーサポートセンター事業	「育児の手助けをしてほしい人」と「育児の手助けができる人」が会員となり、子どもを預けたり、預かったり、育児相互援助活動を行うことにより、子育てがしやすい環境をつくります。
一時預かり事業	保護者の就労等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所において一時的に保育を実施します。
子育て家庭ショートステイ事業	保護者が疾病等で児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童を児童養護施設等において養育・保護を実施します。
乳幼児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	すべての乳児のいる家庭を訪問することによって、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
養育支援訪問事業の推進	乳幼児全戸訪問事業等により把握した、①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護されることが不適切であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援の実施を進めます。

子育て家庭の経済的支援（費用負担軽減）

子どもを養育している家庭においては、心理的・身体的な負担のみならず、養育費や教育費、医療費などの経済的負担が大きくなっているため、乳幼児等医療費の助成やひとり親家庭への経済的支援など、子育て家庭において経済的負担が軽減されるよう努めます。

施策名	内容
乳幼児等医療費の助成	小学校3年生までの乳幼児等医療費の自己負担分を助成します。
こども医療費の助成	小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒の入院にかかる医療費の自己負担分を助成します
子ども手当の支給	中学校修了までの児童を養育している者に支給します。
幼稚園就園奨励事業	保護者の所得に応じて、幼稚園の入園料及び保育料を減免します。
保育所保育料の負担軽減	保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、国の動向を踏まえながら、国の徴収基準額から軽減を行います。
重度心身障害者(児)医療費の助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者(児)に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
重度心身障害者(児)福祉年金の支給	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、身体障害者手帳2級及び療育手帳B1または精神障害者保健福祉手帳2級判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者(児)に支給します。
障害児福祉手当の支給	障がいにより生じる特別な負担の軽減を図るため、在宅の20歳未満の重度障がいのある児童に対して手当を支給します。
重度心身障害者(児)介護手当の支給	重度身体障がいのある人(児)及び重度知的障がいのある人(児)のうち、在宅で6か月以上常時、臥床または同様の状態にある人を介護している人に支給します。
特別児童扶養手当の支給	身体または精神に重度・中度の障がいのある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します。
心身障害児童就学奨励金の支給	特別支援学校(盲・聾・養護学校)に就学する心身障がいのある児童・生徒の保護者に支給します。
母子家庭等医療費の助成	母子家庭の母子、父子家庭の父子や父母のない児童に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を共にできない18歳までの児童の養育者に対して手当を支給します。
生活困窮家庭児童及び生徒の修学旅行援助の実施	生活保護法により保護を受けている世帯等に対し、修学旅行の準備に要する経費の一部を支給します。
交通遺児激励金の支給	学校教育法第1条の学校に就学する児童及び生徒で交通事故によって父または母を失った者に支給します。

施策名	内容
就学援助事業	要保護及び準要保護世帯の小中学校の児童及び生徒の学資の一部を支給します。
奨学金の支給	経済的理由により修学が困難な者に対し、高等学校または高等専門学校で教育を受ける機会を与えるため、学資の援助を行います。

地域の子育てグループ活動への支援

育児ストレスや不安感などを抱える保護者が気軽に参加できるよう、身近な場所において自主的な子育てグループの結成を促すとともに、育児情報提供の充実や専門スタッフの派遣を行います。

施策名	内容
専門スタッフ派遣事業の充実	まちの子育てひろばに専門スタッフ(市の保健師、栄養士等)を派遣し、適切なアドバイスを行い、育児ストレスや不安感などを抱える保護者の支援を行います。
まちの子育てひろば活動の支援	まちの子育てひろば事業の開設時間等の拡充を図るため、まちの子育てひろばへの助成や支援を実施します。

(3) 多様な保育サービスの充実

保護者ニーズに応じた保育サービスの充実

保育サービスについては、保護者の就労等による意向を踏まえて整備することが必要であるため、保育ニーズの把握に努め随時検討を行うとともに、延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスを継続して実施します。

施策名	内容
乳児保育事業	乳児の福祉増進を図るため、保育所において適切な保育条件のもとで乳児保育を実施します。
延長保育事業	延長保育を必要とする保護者の要望に対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。
休日保育事業	休日に、保護者の勤務等により児童が保育に欠ける場合の保育需要に対応するため、休日保育事業を実施します。
保育所入所要件の緩和	保護者の求職活動中の保育の実施(実施期間:3か月)や育児休業を取得した場合における入所が必要な児童の継続保育を実施します。
一時預かり事業	保護者の就労等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所において一時的に保育を実施します。
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育の需要に対応するため、医療機関において病気の児童を一時的に保育できる場所の整備を進めます。
障害児保育事業	障がいのある児童の保育体制を整え、円滑な受入れを推進します。
子育て家庭ショートステイ事業	保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難になった場合、児童を児童福祉施設等において養育・保護します。

保育体制の充実

待機児童はいませんが、途中入所者について、保護者が希望する保育所への入所が困難な場合があるため、地域の特性に応じた保育体制の整備に努めます。

施策名	内容
保育体制の整備	保育ニーズの把握に努め、地域特性に応じた保育所の効率的な整備を進めるとともに、必要に応じ保育定員の見直しを行います。

安心で快適な保育環境の整備

安全で快適な保育環境を確保するため、保育所施設の改修や設備維持などの整備を進めるとともに、多様な保育サービスへ対応できる保育所の整備も検討します。

施策名	内容
保育環境の整備	安全で快適な保育環境となるよう、必要に応じて施設の改修・整備を行います。

保育サービスの質の向上

保育サービスの利用者による選択、または子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心確保の観点から、保育サービスに関する情報提供や研修機会の充実、サービス評価等の仕組みの導入を進めます。

施策名	内容
保育の質の向上	保育の質の向上、保育士の専門性の向上・質の向上を図るため研修の実施を進めます。
保育サービスの第三者評価制度の導入	保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価制度の導入を促進します。

放課後児童対策の推進

放課後児童の健全育成を図るため、地域における放課後児童保育や放課後子ども教室を推進するとともに、地域の特性を活用した取り組みの実施や体制づくり、質の確保に努めます。

施策名	内容
放課後児童保育事業	小学校に就学している1～3年生の児童(運営に支障がない場合は4年生も対象)で、放課後家庭において保護者の保育に欠ける児童の保育を実施します。
放課後子ども教室推進事業	開設小学校に就学している全児童を対象に、放課後に児童が安全で健やかに過ごせる活動場所を確保します。

(4) 子育て支援ネットワークの推進

民生・児童委員、主任児童委員等の活動の周知と連携強化

市や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生・児童委員や主任児童委員等の活動に関する情報提供に努めます。また、児童虐待の早期発見には民生・児童委員や主任児童委員等との連携が求められており、民生・児童委員や主任児童委員等の質の維持向上にも努めます。

施策名	内容
民生・児童委員、主任児童委員の周知・連携	地域において支援を必要とする児童・妊産婦・母子家庭等について、相談に応じ、利用できる制度・サービス等について助言し、問題の解決ができるよう、地域住民に周知し、連携して取り組みを進めます。

保育所や幼稚園の子育て支援機能の推進

保育所が子育て中の家庭にとって最も身近な子育て支援の場となるよう、相談事業や交流事業を推進します。また、保育所を利用していない子育て家庭に対しても気軽に利用できるよう事業の情報提供に努めます。

施策名	内容
地域交流活動の推進	保育所や幼稚園において、地域と交流し、地域の需要に応じた幅広い活動を推進します。
地域子育て支援拠点(センター型)の整備	保育所1か所をセンター型の子育て支援拠点として拡充し、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。

子育て支援ネットワークの構築

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供することが可能となるよう、また、サービスの質の向上を図るため、相生市子育てネットワーク推進協議会の活動の充実に努めます。

施策名	内容
子育て応援ネット(地域子育てネットワーク事業)の充実	行政、子育て支援団体が協働し、地域ぐるみで子育て家庭を支援するネットワークづくりの充実に努めます。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 就労環境の整備

仕事と子育ての両立を推進するための意識啓発

仕事と生活の調和の実現に向け労働者や事業主、地域住民の理解を促進するため、関係機関と連携を図りながら広報・啓発に努めます。

施策名	内容
仕事と子育ての両立を推進するための意識啓発	商工会議所・ハローワークと連携し、労働者や事業主に対し、次世代育成支援対策推進法等の関係法制度や一般事業主行動計画に関する広報に努め、意識啓発を行います。

職場復帰や再就職に向けた支援の充実

育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等を関係機関と連携し実施します。

施策名	内容
職場復帰や再就職に向けた支援	妊娠・出産・育児等の理由により退職した人の職場復帰や再就職に向けた支援情報コーナーを設置します。

地域における両立支援のための基盤整備

女性の社会参加の高まり、就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援する基盤整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

施策名	内容
乳児保育事業	乳児の福祉増進を図るため、保育所において適切な保育条件のもとで乳児保育を実施します。
延長保育事業	延長保育を必要とする保護者の要望に対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。
休日保育事業	休日に、保護者の勤務等により児童が保育に欠ける場合の保育需要に対応するため、休日保育事業を実施します。
保育所入所要件の緩和	保護者の求職活動中の保育の実施(実施期間:3か月)や育児休業を取得した場合における入所が必要な児童の継続保育を実施します。
子育て家庭ショートステイ事業	保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難になった場合、児童を児童福祉施設等において養育・保護します。
一時預かり事業	保護者の就労等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所において一時的に保育を実施します。
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育の需要に対応するため、医療機関において病気の児童を一時的に保育できる場所の整備を進めます。
放課後児童保育事業	小学校に就学している1～3年生の児童(運営に支障がない場合は4年生も対象)で、放課後家庭において保護者の保育に欠ける児童の保育を実施します。
ファミリーサポートセンター事業	「育児の手助けをしてほしい人」と「育児の手助けができる人」が会員となり、子どもを預けたり、預かったり、相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことが出来る環境をつくります。

(2) 男女共同参画の推進

男女共同参画による子育て意識の啓発

家庭において子育てをすることの大切さを啓発するために、各種講座や講演会等を開催します。特に男性の参加を促進するため、参加しやすい内容や開催日時に配慮します。

施策名	内容
男性の育児参加の促進	男性の育児参加を促すため、男性を含めた講座・教室等を開催します。
子育て学習活動推進事業の充実	就学前の幼児とその父親等を対象に遊びのプログラムを開催します。

相生市男女共同参画プランの推進

男女が共に自立し、責任を分かち合う対等なパートナーシップを確立し、豊かで充実した生活を送ることができる社会を実現するため、「相生市男女共同参画プラン」に則した取り組みを推進します。

施策名	内容
相生市男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画の分野で活動するグループと協働で市民の意識啓発を推進するためフォーラムを開催します。

3 母親や乳幼児などの健康確保と増進

(1) 母子保健対策の充実

健康診査事業の充実

乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため健康診査を行います。また、健康診査の未受診者に対し、受診勧奨を進めることで、受診率の向上をめざし、訪問指導等により対象者全員の健康状態等の把握に努めます。さらに、健康診査等を活用し、保健指導や子育てなどに関する悩み相談を実施するとともに、親の健康状態や育児状況などの把握を行い、安心して健全な子育てができるよう内容の充実に取り組みます。

施策名	内容
4か月児健康診査	3～5か月の乳児に対し、母子保健法に基づき、健康診査を実施します。
1歳6か月児健康診査	1歳6～8か月の幼児に対し、母子保健法に基づき、健康診査及び歯科健診を実施します。
3歳児健康診査	3歳5～7か月の幼児に対し、母子保健法に基づき、健康診査及び歯科健診を実施します。
妊婦健康診査費補助事業	申請のあった妊婦に対し、妊婦健康診査にかかる費用について助成します。
2歳児歯科健康診査	2歳5～8か月児に対し、母子保健法に基づき歯科健診を実施します。

疾病や障がいの早期発見・治療・療育支援体制の充実

障がいの早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、子どもの問題を保護者と共有するため、保育所や保健センターなどの関係機関と連携し、保護者の相談に対応できるよう努めます。

施策名	内容
発達障害巡回相談	保育所等において発達障害巡回相談を実施し、発達障がいのある子どもの早期支援等に努めます。
すくすく相談	4か月、1歳6か月、3歳児健診受診者のうち、経過観察・指導が必要な乳幼児及び保護者に対し、個別相談を実施します。
子どもの心と言葉の相談	主に精神面で検査等の支援が必要な乳幼児に対し、個別相談を実施します。
発達障害児療育事業	発達障がいのある子ども、発達障がいの疑いのある子ども及び保護者に対して発達相談を実施し、必要な児童等に対し訓練や検査を行います。

訪問指導の推進

育児不安の解消や児童の養育を支援するため、問題の予防や早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し支援を行います。また、子育て家庭への訪問では、児童虐待の早期発見の役割も担うため、訪問スタッフの研修等による質の向上を図ります。

施策名	内容
新生児訪問指導	新生児訪問希望者に対し、保健師が家庭を訪問し、訪問指導を実施します。
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦及び経過観察等の必要な乳幼児または保護者に対し、保健師が家庭を訪問し、訪問指導を実施します。
乳幼児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	すべての乳児のいる家庭を訪問することによって、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。
養育支援訪問事業の推進	乳幼児全戸訪問事業等により把握した、①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護されることが不適切であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援の実施を進めます。

食育の推進

食事の偏り、朝食の欠食、家族そろった食事の機会の減少などに対して、乳幼児期からの健全な食生活習慣を確立する必要があります。食育推進計画にもとづき、保護者に対して食に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、乳幼児健診等での健康教育や啓発用のリーフレットを作成します。

施策名	内容
離乳食教室	3～5か月の乳児とその保護者に対し、離乳食に関する集団及び個別指導を実施します。
幼稚園、保育所等における食育の推進	幼稚園や保育所等において、食に関する学習機会の確保や情報提供に努めます。

予防接種の推進

予防接種の意義や重要性及び疾病に対する正しい知識の普及に努め、予防接種を受けやすい環境の整備や予防接種実施の場所・日時の周知を図ります。

施策名	内容
定期予防接種	市内 16 医療機関にて個別で通年実施(三種・二種混合、風疹、麻疹、MR、日本脳炎、BCG)、ポリオのみ集団接種(前期後期4日間ずつ)。MRの対象者に中1、高3を追加して実施します。(平成24年度まで)
任意予防接種	ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種の費用助成

子どもの事故防止の啓発

幼児健康診査や健康相談、訪問指導等において、パンフレットを配布します。また、個別指導により、誤飲・転倒・やけどなど、子どもの事故防止のための啓発を行います。

施策名	内容
事故防止の啓発	新生児訪問指導、4 か月、1 歳 6 か月、3 歳児健康診査時にパンフレットを配布し、子どもの事故防止の啓発を行います。

(2) 思春期保健対策の整備

性に関する健全な意識の育成と正しい知識の普及

思春期における性の問題に対応するため、子どもの発達段階を踏まえつつ、性に関する健全な意識づくりや各種感染症の予防、エイズに関する指導を含む性教育を実施します。

施策名	内容
性教育の実施	小・中学校における学級活動や保健体育の時間に、生命の尊さや男女の性差の正しい理解ができるよう性教育を実施します。

思春期相談の充実

思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持った担当者の確保を図るとともに、不安や悩みを持つ児童・生徒が気軽に相談できるよう周知を行います。

施策名	内容
スクールカウンセラー等の配置	暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決のため、学校等における教育相談体制の充実を図るため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置します。
思春期相談の実施	保健師による思春期相談を実施します。
家庭児童相談室の機能強化	思春期問題に対応するため、相談員の研修会等への参加を進め、関係機関との連携強化に努めます。

飲酒や喫煙、薬物が健康に及ぼす害に関する啓発

未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康に及ぼす影響について正しい情報提供と啓発を行います。

施策名	内容
喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発	小・中学校の教員を対象とした薬物乱用防止のための研修を実施します。 喫煙・飲酒・薬物乱用防止のチラシやパンフレットを配布し、正しい情報提供と啓発を実施します。

(3) 小児医療の整備

小児医療体制の整備

子育て中の親にとって大きな心配事の一つは、子どもの急病やけがであり、乳幼児を持つ親の小児救急医療へ期待の高まりが指摘されています。そのため、休日や夜間、救急の医療を受けられるように、医師会や医療圏域の医療機関との連携を深めます。また、医療環境の向上・継続のために、子育て家庭に向け正しい受診に関する啓発を行います。

施策名	内容
小児科救急医療対応病院群輪番制運営事業	救急業務の初期医療を行う医療機関では処置が困難な小児科救急患者診療を医師会に委託し、輪番制方式(2病院)で実施します。
正しい受診に関する啓発	新生児訪問や乳幼児家庭全戸訪問事業において、パンフレットの配布や小児救急電話相談の利用を促進し、正しい受診に関する啓発を行います。

4 子どもにやさしい環境整備の充実

(1) 生活環境の整備

福祉のまちづくりの推進

妊産婦や子ども連れでも安心して外出できるすべての人にやさしいまちづくりを推進するため、不特定多数の人が利用する建物へのスロープやエレベーターの設置、歩道の段差の解消等、バリアフリー化に努めます。また、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」に取り組みます。

施策名	内容
福祉のまちづくり重点地区整備計画の推進	「福祉のまちづくり重点地区整備計画」に基づく整備計画を推進し、すべての人にとって利用しやすいまちづくりに努めます。
妊産婦に対する配慮の意識啓発	「マタニティーマーク入りキーホルダー」の配布や啓発ポスターを掲示し妊産婦への配慮の意識啓発を行います。

子ども連れでも外出しやすい環境の整備促進

小さな子ども連れでも気兼ねなく外出できるよう、赤ちゃんの駅事業を推進するとともに、地域社会全体で子育て家庭を支援するといった気運を育めるよう地域住民への意識啓発を行います。また、安全・安心な歩行空間の改良に努めます。

施策名	内容
歩道改良の推進	安全・安心な歩道改良を行います。
赤ちゃんの駅事業の推進	乳幼児を抱える保護者が外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができるよう保育所、公共施設、まちの駅等を「赤ちゃんの駅」に指定し、地域社会全体で子育てを支援する取り組みを推進します。

子育てに適した住環境等の整備

子どもと保護者が安心してのびのび遊べるよう、公園の整備や遊具の設置を行うとともに、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう居住環境整備への支援を行います。

施策名	内容
都市公園の整備	街区公園2か所の整備計画を進めます。 公園に設置されている遊具については、定期的に点検整備を行います。 地域住民と協働で、公園の清掃等公園の美化・環境整備を実施します。
子どもの遊び場設備等補助 交付金の推進	地域の団体が設置管理する子どもの遊び場の遊具等の設置の助成を行います。
若者定住促進奨励金支給 事業	平成 21 年度から平成 25 年度の間、自己が居住する住宅を新築した 40 歳未満の者を対象に、当該奨励金交付要綱に基づき月額1万円の奨励金を5年間交付します。

(2) 子どもの安全・安心体制の整備

交通安全対策の推進

交通法規違反、マナー欠如による自転車事故などが増加しており、子どもを交通事故の危険から守るため、引き続き交通安全教室を行うとともに、地域住民に対しても交通マナー向上のための啓発に努めます。

施策名	内容
子ども交通安全教室	警察・交通安全協会と連携し、市内の保育所・幼稚園・小学校1年生を対象に、交通安全教室を実施します。
自転車安全教室	警察・交通安全協会と連携し、市内の小学校3年生を対象に、自転車安全教室を実施します。
乳幼児交通安全教室	子育て学習センター・まちの子育てひろば・ファミリーサポートセンター等乳幼児の保護者を対象とした研修会で、警察と連携し、チャイルドシート着用の徹底等の啓発を行います。

防犯対策の推進

子どもが犯罪の被害に遭う事件が後を絶たず、保護者や子どもなどにも不安が広がっており、子どもが犯罪の被害に遭わない地域づくりが必要です。関係機関や団体と連携した防犯活動を行います。

施策名	内容
青色回転灯装着車運行事業の推進	犯罪を未然に防止し安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、市民が協力し結成した「防犯グループ」等の活動を支援します。
子どもを守る110番事業	小・中学校児童・生徒の通学・帰宅途上の犯罪などの危険から守るため、防犯協会、地域住民、事業所と協力し、「こどもを守るまちの駅」ののぼりや「子ども110番」の小旗を設置し、防犯の啓発を行います。

被害にあった子どもの保護の推進

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや親への支援を行うため、学校や関係機関との連携に努めます。

施策名	内容
スクールカウンセラー等の充実	暴力行為、いじめ等の被害にあった児童・生徒への対応のため、学校等における相談体制の充実を図るため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置します。
家庭児童相談室の機能強化	暴力行為、いじめ、児童虐待等の問題に対応するため、相談員の研修会等への参加を進め、関係機関との連携強化に努めます。

5 教育環境の整備と健全育成の充実

(1) 次代の親の育成

子どもを産み育てることの意義や、子ども・家庭の大切さを理解できるよう、学校や家庭、地域と連携し、保育所や幼稚園等での職場体験における乳幼児とのふれあいの機会を充実します。

施策名	内容
トライやる・ウィーク	中学2年生を対象にトライやる・ウィークで保育所や幼稚園の乳幼児とのふれあいの機会を充実します。
中・高校生との交流事業の推進	乳幼児とふれあう体験や学習の機会を提供するため、保育所や幼稚園で中・高校生との交流を図ります。

(2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実

基礎となる学力の定着と向上

地域に根ざした学校づくりを進め、教育方法・内容の向上に向けて検討し、子ども一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育めるよう、基礎となる学力の定着と向上を図ります。

施策名	内容
わくわくチャレンジ学習事業	小・中学校児童・生徒の基礎学力の定着を目的とし、「わくわくチャレンジ学習ドリル」の活用を行います。

豊かな心の育成

いじめや不登校といった問題に対応するため、スクールカウンセラーを活用するとともに、問題の多様化や増加に対応できるように関係機関との連携や教職員の質の向上に努めます。

施策名	内容
スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校児童生徒の早期発見と早期対応に努めるため、小・中学校にスクールカウンセラーを配置し相談に応じます。
適応教室	小・中学校の不登校児童・生徒に対して心のケアを中心に生活面と学習面の指導にあたり、自立と学校復帰への支援を図っていきます。

体験的な学習機会の充実

社会環境の変化に柔軟に対応ができるよう、体験的な学習機会を充実させるとともに、地域や学校との連携・協力を得て地域全体で取り組みを推進します。

施策名	内容
環境体験	小学校3年生を対象に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、自然の中で一粒の種を世話し続けることにより、花が咲き、実がなるといった体験など、自然にふれあう体験型環境学習を実施します。
自然学校	小学校5年生を対象に心身ともに調和のとれた健全な児童の育成を図るため、豊かな自然環境の中で集団宿泊生活を通じて自然とのふれあい体験を実施します。
トライやる・ウィーク	中学校2年生を対象に、様々な体験活動を実施することにより、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」を育むことを目指す学校教育活動を推進します。

地域に信頼される学校づくりの推進

市内の小・中学校に学校評議員を設置し、保護者や地域の人たちから学校運営に関する意見を聞き、教育への反映や地域全体で子どもを見守る意識の醸成を図るとともに、小・中学校での自己評価の実施やホームページ等情報公開を充実させ、開かれた学校づくりに努めます。

施策名	内容
オープンスクール	オープンスクールを全小・中学校で実施します。

(3) 幼児教育の充実

幼児教育の質の向上

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎となるため、研修等による質の向上、指導力の向上に努め、幼稚園や保育所を通じた幼児教育全体の質の向上を図ります。

また、幼稚園と保育所の連携を強化し、それぞれの機能を生かした教育の充実を図ります。

施策名	内容
幼稚園教育課程実践推進事業	子どもを取り巻く環境の変化から、基本的な生活習慣の欠如・自制心や規範意識の希薄化、コミュニケーション能力不足等の幼児の現状を踏まえ、幼児生活及び発達や学びの連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通して、幼児の健やかな成長を促していきます。

幼児教育と小学校教育の連携強化

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な連続性を図る必要があります。そのためには、保育所、幼稚園、小学校の相互理解を図るとともに、児童の交流活動や職員に対する研修の機会を設けます。

施策名	内容
幼児教育センターの充実	家庭での教育力の充実・支援のため、職員研修を実施します。
保育所・幼稚園との交流活動の推進	保育所・幼稚園の児童と小学生の交流活動を実施します。

(4) 健全育成の充実

子どもの居場所づくりの推進

子どもの減少は、遊びを通じての仲間づくりや社会性の発達の遅れにも影響があります。すべての子どもを対象に、放課後や週末等に地域住民の協力を得て、学習や様々な体験活動を行うことができる居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業を推進します。また、地域全体で子育てを推進するという観点から、地域住民への啓発とボランティア指導員の確保に努めます。

施策名	内容
放課後子ども教室推進事業	子どもが安全で健やかに過ごせる居場所を確保し、総合的な放課後対策を実施します。

多様な体験活動の推進

児童の豊かな人間性と健全な発達を促すため、社会体験やボランティア活動を推進します。また、児童や家庭、学校に対し周知啓発を行うことで、事業への参加を促します。

施策名	内容
相生子どもチャレンジパスポート	小学生を対象に相生子どもチャレンジパスポートを作成し、自然・生活体験事業への参加を促し、児童の健全な育成や家庭における教育力の向上を図ります。

地域交流の場の充実

学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子が利用できるように開放します。多くの人に参加できるように情報提供を行うとともに、親子が一緒に参加しやすい内容となるよう、ニーズの把握に努めます。

施策名	内容
公民館等の活用	親子(子ども)向けの講座を開催します。

地域の伝統文化を学ぶ機会の充実

地域に伝わる伝統行事や祭り、文化財の保護活動を通じて、子どもたちが地域の伝統文化について学ぶ機会を提供し、地域文化の継承、発展に努めます。

施策名	内容
伝統文化子ども教室の実施	守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子どもたちが歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、尊重する姿勢を養い、豊かな人間性を育みます。

(5) 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育への支援

地域において、子育てに関する学習機会や情報提供、相談や専門的な人材の養成など、家庭教育に関する取り組みを関係機関が連携して行うとともに、親子を対象とした催しや学習の機会の充実に努めます。

施策名	内容
家庭教育学級の推進	PTCA活動において家庭における基本的習慣や社会性、創造性を身につけさせるため、幼稚園、小・中学校で実施し、実践発表会を開催します。

地域教育への支援

子どもが健やかに育つため、学校や家庭、地域が相互に連携し、社会全体で子どもを育てていく必要があります。子ども会活動や世代間交流活動、スポーツ活動などの整備を図り、地域の教育力の向上をめざします。

施策名	内容
子ども会への支援	子ども会への補助金の交付を行います。
スポーツクラブ21ひょうご事業	市内クラブと連携し、地域の特徴を生かした、地域スポーツ活動を支援します。

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

犯罪被害防止対策の啓発

子どもの犯罪被害が増加しており、犯罪へ巻き込まれることを未然に防止するために、インターネットや携帯電話の利用に対する教育を行うとともに、家庭に対しても有害情報のフィルタリングを実施するように啓発します。

施策名	内容
補導・育成活動の充実	青少年の非行を防止し、その健全な育成を図ることを目的とし、補導活動や教育相談を実施します。

関係機関等の連携強化による取り組みの推進

有害なメディアによる子どもへの悪影響が懸念されるため、関係機関・団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関連業界に対する自主的措置の啓発に努めます。また、地域や学校、家庭における情報モラル教育を推進します。

施策名	内容
青少年健全育成活動の推進	家庭・学校・地域が連携を強め、青少年の非行防止、安全確保に努めます。 有害な内容の出版物や不健全な施設等、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。

6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

(1) 児童虐待防止対策の整備

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進

児童虐待を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握することに努めます。また、虐待の早期発見には、民生・児童委員、主任児童委員等と積極的に連携を図るとともに、地域住民に対しても、児童虐待はあってはならないという意識づくりや虐待の通報義務の周知を図ります。

施策名	内容
民生・児童委員、主任児童委員の周知・連携	地域において支援を必要とする児童・妊産婦・母子家庭等について、相談に応じ、利用できる制度・サービス等について助言し、問題の解決ができるよう、地域住民に周知し、連携して取り組みを進めます。
乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	すべての乳児のいる家庭を訪問することによって、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。
家庭児童相談室の機能強化	研修の機会を確保し、専門性の向上を図り、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見や適切な対応がとれるよう機能強化に努めます。

児童虐待のネットワーク化の推進

福祉関係者や医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制である相生市要保護児童対策地域協議会の強化を行い、相互に情報の共有を図り、個別ケースの解決につながるよう取り組みを進めます。

施策名	内容
要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童等について、定期的に実務者会議を開催し、関係機関が連携し、適切な支援ができる体制を整えます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために、子育て生活支援や就業支援、養育費の確保、経済的支援について、総合的な対策に努めるとともに、事業や施策がひとり親家庭へ周知されるよう、母子自立支援員の相談を活用し情報提供に努めます。

施策名	内容
母子自立支援員活動の充実	母子自立支援員の資質の向上を図るため、研修機会を確保し、母子家庭等の自立に向けた適切な相談・指導支援活動ができるように努めます。

(3) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもへの支援に対する連携体制の確立

地域自立支援協議会を中心として幼稚園や保育所、学校等、関係機関の連携を強化し、障がいのある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくとともに、家庭への適切な支援を行います。

施策名	内容
地域自立支援協議会による支援強化	地域自立支援協議会を活用し、関係機関と連携を図りながら、障がいのある子どもや保護者のライフステージに応じた自立支援を行うよう努めます。

特別支援教育の充実

学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいのある子どもは増加している傾向にあり、障がいのある児童に応じて適切な支援を行うことが必要です。そのため特別支援教育コーディネーターと連携を図るとともに、教員の資質や指導力の向上のため研修の充実を図ります。また、研究会等の実施により、特別支援教育の改善・向上に努めます。

施策名	内容
特別支援教育の充実	障がいの能力・適性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適正な教育的対応、指導を行う体制を整えます。

交流教育等の推進

障がいのある児童に対する正しい理解と認識を深め、同時に障がいのある児童の豊かな人間形成を促進するため、障がいのある児童に対する理解の推進や交流教育、福祉教育を小・中学生に実施します。

施策名	内容
交流教育推進事業	障がいのある児童に対する正しい理解と認識を深め、障がいのある児童の豊かな人間形成を推進するため交流教育を推進します。
福祉教育の推進	市内全小・中学校を福祉教育推進校に指定し、福祉教育を推進します。

障害児療育の充実

乳幼児健康診査や発達障害巡回相談等によって障がいの早期発見に努めるとともに、円滑な治療・療育への移行をめざします。また、現在実施している療育事業について、機能訓練等事業内容の拡充や関係職員の研修を行い、事業の充実を図ります。

施策名	内容
発達障害児療育事業の充実	発達障がいのある子ども及び発達障がいの疑いのある子ども等に適切な支援を行い、自立及び社会参加の促進に資することを目的に、訓練、相談等の療育事業を実施するとともに、学齢期の障がいのある児童が過ごす放課後・夏期休暇の余暇に一時預かり等を行います。

就学指導の充実

障がいのある児童・生徒の実態を的確に把握するとともに、本人や保護者の意見を十分に聴くことができるよう、就学指導委員会を開催し、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導が行われるよう努めます。

施策名	内容
就学指導の充実	就学指導委員会を開催し、適切な就学指導を行います。

教育相談の充実

小・中学校、関連施設において、きめ細かい教育相談に応じられるよう、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を強化するとともに、専門員の配置等質の高い相談事業体制づくりに努めます。

施策名	内容
教育相談の充実	臨床心理士や少年育成センター職員による専門相談を実施します。 訪問相談や電話相談を実施します。

障害児保育等の充実

障害児保育を充実させ、一人ひとりの障がいの特性を理解した保育が行えるよう、保育の質の向上に努めるとともに、幼稚園においても、必要に応じ特別支援補助員等の配置をすすめ、障がいのある子どもが地域の保育所や幼稚園での保育や教育が受けられるよう努めます。

また、母親の就労により保育にかける障がいのある子どもの受け入れを推進するため、保育所や放課後児童健全育成においても配慮されるよう努めます。

施策名	内容
障害児保育事業の充実	幼稚園における障がいのある子どもの受け入れを円滑に推進するため、心身障害児支援補助員を配置します。 保育所における障がいのある子どもの受け入れを円滑に推進するため、必要に応じて保育士の加配を行います。
放課後児童保育事業	小学校に就学している1～3年生の児童(運営に支障がない場合は4年生も対象)で、放課後家庭において保護者の保育に欠ける児童の保育を実施する放課後児童保育事業について、施設の状況を考慮しながら補助員を配置し、障がいのある子どもの保育を実施します。